

平成16年3月31日改正
平成17年3月31日改正
平成18年3月31日改正

独立行政法人科学技術振興機構が 中期目標を達成するための計画 (中期計画)

平成15年10月

独立行政法人科学技術振興機構

目次

(前文)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置・・・・・・・・	1
【全体的事項】・・・・・・・・・・・・・・・・	1
【個別事項】・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1．新技術の創出に資する研究・・・・・・・・	2
(1) 戦略的な基礎研究の推進・・・・・・・・	2
(2) 社会技術研究の推進・・・・・・・・	5
(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進・・・・・・・・	5
(4) 革新技术開発研究の推進・・・・・・・・	6
(5) 先端計測分析技術・機器の研究開発の推進・・・・・・・・	6
(6) 研究開発戦略の立案・・・・・・・・	7
2．新技術の企業化開発・・・・・・・・	8
(1) 委託による企業化開発の推進・・・・・・・・	8
(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進・・・・・・・・	8
(3) 大学発ベンチャー創出の推進・・・・・・・・	10
(4) 技術移転の支援の推進・・・・・・・・	10
(5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開・・・・・・・・	11
3．科学技術情報の流通促進・・・・・・・・	12
(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進・・・・・・・・	12
(2) 科学技術に関する文献情報の提供・・・・・・・・	16
4．科学技術に関する研究開発に係る交流・支援・・・・・・・・	17
(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進・・・・・・・・	17
(2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進・・・・・・・・	18
(3) 戦略的な国際科学技術協力の推進・・・・・・・・	19
(4) 国際シンポジウムの開催、外国人研究者宿舍の運営等・・・・・・・・	19
(5) 異分野交流の推進・・・・・・・・	20
(6) 研究協力員の派遣を通じた研究支援・・・・・・・・	20

5 . 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	2 1
(1) 科学技術に関する学習の支援	2 1
(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進	2 2
(3) 全国各地への科学技術情報の発信	2 2
(4) 日本科学未来館の整備・運営	2 3
6 . その他行政等のために必要な業務	2 4
(1) 関係行政機関の委託等による事業の推進	2 4
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	2 5
1 . 組織の編成及び運営	2 5
(1) 組織の運営	2 5
(2) 組織の編成	2 5
(3) 職員の研修及び業績評価	2 5
2 . 業務運営の効率化	2 5
(1) 事務の効率化、合理化及び経費の削減	2 5
(2) アウトソーシング及び外部機関との連携	2 7
(3) 国家公務員に準じた人件費削減の取組み	2 7
(4) 業務・システムの最適化	2 7
予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画	2 8
短期借入金の限度額	2 8
重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 8
剰余金の使途	2 8
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	2 8
1 . 施設及び設備に関する計画	2 8
2 . 人事に関する計画	2 8
(1) 方針	2 8
(2) 人員に係る指標	2 8
3 . 中期目標期間を超える債務負担	2 9

(前文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三〇条の規定により、文部科学大臣から指示のあった中期目標を達成するため、独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の中期計画を以下のとおり定める。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【全体的事項】

- (1)内外の研究動向等の調査・分析機能を強化するとともに、文部科学省等国の政策立案部門と連携を図り、新規施策の提案、新規事業の形成など機構の業務戦略の企画立案を行う。また、併せて国の科学技術振興に係る政策立案に寄与する。
- (2)機構の各事業において実施される研究課題等について、外部専門家・有識者により、事業目的に応じた明確な基準に基づいて厳格に事前評価、中間評価、事後評価を、また必要な場合は追跡調査を実施する。また、機構の事業運営全般についても外部有識者の意見を聞きつつ定期的に自己評価を行う。
評価の方法、基準及び結果はインターネット等により積極的に公開し、機構の事業について国民への説明を積極的に行う。また、外部有識者等からの助言や機構の事業に参画している者、機構が提供するサービスのユーザー等の意見をもとに事業運営の改善を適宜行う。
- (3)事業による成果については新聞発表等の広報活動やホームページへの掲載、データベース化、シンポジウムによる公表などを積極的に行う。さらに、機構の認知度の向上のため、中小企業等に対する事業の周知活動を行う。
- (4)各事業の実施に当たっては、事業に参画する外部機関や個人のインセンティブに配慮し、外部機関や個人の能力が十分発揮できるよう措置するとともに、我が国全体として最大限の成果が上がることを目的として、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。

【個別事項】

1. 新技術の創出に資する研究

(1) 戦略的な基礎研究の推進

国が定めた戦略目標の達成に向けた基礎研究の推進

イ. 研究領域、研究総括の選定

- ・ 研究領域、研究総括の選定は、機構による内外の研究動向等の調査・分析をもとに、戦略目標の達成に向けた多様なアプローチを確保することに留意しつつ、外部専門家の評価を踏まえてこれを行う。また、評価の結果を公表する。

ロ. 研究領域の迅速な立ち上げ（バーチャルラボの構築）

- ・ 公募型の研究領域及び研究総括を戦略目標の通知を受けてから1ヶ月程度以内に選定する。
- ・ 研究総括のイニシアティブの下、産学官の研究者から研究課題又は研究者等を公募するなどにより適切な研究体制を迅速に構築し、研究に着手する。
- ・ 研究課題の事前評価は、研究総括が領域アドバイザーの協力を得て行う。
- ・ 適切な研究準備期間の確保のため研究領域、研究総括の決定及び公募の早期化の推進等を行う。
- ・ 公募による研究提案の受付について平成17年度を目途に、電子システムの導入を図る。

ハ. 研究領域の効果的運営（バーチャルラボの効果的運営）

- ・ 研究者個人で行う小規模な研究から共同研究チームや米国をはじめとする海外との連携を含んだプロジェクトを編成して行うものまで、様々な研究実施体制を考慮した運営に留意する。
- ・ 研究総括が研究代表者等とのコミュニケーションを通じて、研究の進捗状況等の把握を行うとともに、研究の進め方、方向性等について助言等を行う。
- ・ 研究総括のマネジメントの下、研究者の属する組織を越えた柔軟かつ機動的な資源配分を行うため原則として機構が予算を直接執行する。
- ・ 公募による研究課題を推進する研究機関に対しては、十分な直接研究費を確保しつつ、研究費総額の30%の間接経費に相当する経費を措置できるよう努力する。
- ・ 外国の研究機関との共同研究については、主要国の科学技術に関する動向を把握して、カウンターパートと連携してプロジェクトを構築することに留意する。

二．研究の評価及びフォローアップ

- ・研究課題については、研究総括及び研究総括に協力する領域アドバイザー又は外部専門家が中間評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映させるとともに、事後評価を行い、当初の研究目的の達成状況を明らかにして公表し、事業運営の改善に資する。
- ・優れた成果が期待されかつ発展の見込まれる研究課題については、当初の研究期間終了の6ヶ月以上前から引き続き新たな研究期間を設定するための評価を行った上で、当初の研究期間を越えて切れ目無く研究が継続できるよう措置する。
- ・研究領域の外部専門家による中間・事後評価により、研究成果及び戦略目標の達成状況を明らかにするとともに、事業運営の改善に資する。さらに、研究領域終了後5年後を目途とした追跡調査により、研究成果の社会還元の状態等を明らかにし、これらの結果を国民に分かりやすい形で公表する。
- ・研究課題が終了した研究者に対してアンケート調査を実施し、その結果を制度の改善に反映させる。

卓越した人物を総括責任者とする独創性に富んだ基礎研究の推進

- ・研究主題毎に各界から優れた研究者の参加を求め、総括責任者の下に創造的な研究を推進する。なお、新たな課題は採択しない。
- ・研究主題については、外部専門家が中間評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映させるとともに事後評価を行い、当初の研究目的の達成状況を明らかにして公表し、事業運営の改善に資する。
- ・研究終了後5年後を目途に追跡調査を実施し、研究成果の社会還元の状態等を明らかにし、これらの結果を国民に分かりやすい形で公表する。

基礎的分野における世界の英知を集めた国際共同研究の推進

- ・我が国の得意な研究分野と外国の得意な研究分野とをそれぞれ持ち寄って、一体的に国際共同研究を実施し、基礎的研究分野において国際貢献を果たすとともに、複合化、学際化が進む基礎的研究の効率的推進を目的として国際共同研究を推進する。なお、新たな課題は採択しない。
- ・研究課題については、外部専門家が中間評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映させるとともに事後評価を行い、当初の研究目的の達成状況を明らかにして公表し、事業運営の改善に資する。

- ・研究終了後5年後を目途に追跡調査を実施し、研究成果の社会還元の様況等を明らかにし、これらの結果を国民に分かりやすい形で公表する。

特定分野におけるシミュレーション等計算科学技術を活用した研究開発の推進

- ・公募により発足した課題についてシミュレーション等計算科学技術を活用した研究開発を実施する。なお、新たな課題は採択しない。
- ・研究課題については、外部専門家により、事後評価を行う。評価の結果に基づいて当初の研究目的の達成状況を明らかにするとともに、事業運営の改善に資する。
- ・研究終了後5年後を目途に追跡調査を実施し、研究成果の社会還元の様況等を明らかにし、これらの結果を国民に分かりやすい形で公表する。

総合的な評価

- ・海外の有識者を含む評価委員会を開催し、機構が実施する基礎研究事業全体についての総合的な評価を中期計画終了時までにとりまとめる。

研究成果の公表、普及

- ・研究成果は、レベルの高い国際誌を中心に研究論文として積極的に投稿し、公表する。
- ・成果の公表・普及のために報告会、シンポジウム等を開催する。シンポジウム等の開催数は以下とする。

戦略的創造研究推進事業

研究成果報告会 2回/年【平成14年度：2回/年】

このほか、研究領域毎のシンポジウム等を開催する。

- ・研究成果のデータベース化を進めるとともに、知的財産に配慮しつつホームページ等により公開する。研究成果のうち、ソフトウェアについては、ソフトウェアライブラリーへの搭載を進め、広く公開・流通を図る。ソフトウェアライブラリーへの搭載件数は、105件【平成14年度時点の累積：61件】とする。
- ・知的財産権の取得を奨励するとともに、研究成果については、機構が実施する技術移転制度や技術移転機関等による社会還元を促進する。
- ・研究成果は、日本科学未来館等の活動への協力や計量的な手法を用いるなど国民に分かりやすく紹介する。

(2) 社会技術研究の推進

- ・社会技術研究の推進のため「社会技術研究フォーラム」、「ミッション・プログラム」、「公募型プログラム」を実施する。
- ・「社会技術研究フォーラム」については、社会問題の本質を認識し、その解決を図る研究のあり方を継続的に議論する。
- ・「ミッション・プログラム」については、社会問題の解決を図るために重要と考えられるミッションを設定し、その目標達成に必要な研究チームを組織して研究を実施する。
- ・「公募型プログラム」については、社会問題の解決を図るために重要と考えられる着眼点を踏まえて、研究領域を設定し、広範な層からの課題の発掘とその解決を目的として、公募研究を実施する。
- ・新規ミッション、新規研究課題、新規研究領域の設定に向け、必要な調査を実施する。
- ・研究課題については、外部専門家が、事前評価、中間評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分に反映するとともに、事後評価を実施し、その結果を公表する。
- ・研究成果の公表や意見交換等を目的として、以下の活動を実施する。

国際シンポジウム	1回 / 2～3年	【平成14年度：0回 / 年】
公開シンポジウム	2回 / 年	【平成14年度：4回 / 年】
ワークショップ	12回 / 年	【平成14年度：15回 / 年】
学会発表等	20件 / 年	【平成14年度：20件 / 年】
- ・研究終了後、現実社会の諸問題の解決や社会における新たなシステムの構築に資する研究成果について公表するとともに、5年後を目途に追跡調査を実施し、その結果を国民に分かりやすい形で公表し、研究成果の実社会での適用・実践を推進する。

(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進

- ・人道的観点からの対人地雷の探知・除去活動を支援するセンシング技術、アクセス・制御技術の研究開発を行う。
- ・研究開発全体を統括する研究総括を置き、その下に産学官からなる研究開発チームを組織して試作機の開発を実施する。なお、研究総括を技術面で補佐するスタッフを配置するとともに、各研究チームへの支援スタッフの派遣、試験研究用材料等の購入等により、研究を支援する。
- ・研究開発期間が比較的短期的な技術（対人地雷の構成物と土壌の物性の違いに着目した探知技術等）は平成17年度を目途に、中期的な研究開発期間が必要となる技術（対人地雷自体の物性に着目した探知技術等）は平成

19年度を目途に地雷被埋設国等における実証試験に供しうる技術を開発し、実証試験に技術を供する。

- ・研究課題については、民間及び大学の研究者、地雷除去機関等の外部専門家による、中間評価及び事後評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分に反映する。

(4) 革新技术開発研究の推進

- ・民間等において研究活動に携わる者から公募を行い、安全・安心で心豊かな社会の実現等に関連し、革新性の高い独創的な技術に関する技術開発を行う。また、人文社会科学の知見も活用して俯瞰的観点から関連する調査研究等を実施し、その成果を公募方針等に反映させる。
- ・外部専門家・有識者による事前評価、事後評価において、厳正かつ客観的な評価を行い、研究計画の見直しや資源配分に反映させる。
- ・評価結果については、知的財産等に配慮しつつ公表する。
- ・各研究について所期の目的が達成されるよう、外部専門家・有識者等による進捗状況等の確認を行うとともに、適切な指導・助言等を行う。
- ・研究終了後、成果利用の拡大を図るため、研究成果を公表するとともに、科学技術振興機構の有する各種企業化開発制度との連携を図る。
- ・研究成果の実用化状況を追跡調査する。

(5) 先端計測分析技術・機器の研究開発の推進

- ・先端計測分析機器及びその周辺システムの研究開発に関する提案を公募により採択し、産学官の密接な連携により、要素技術開発を実施し、更にその結果の評価に基づくプロトタイプ製作、プロトタイプによるデータ取得までを一貫して推進する。
- ・応募提案の選定に当たっては、ブレイクスルーが期待できること、研究ニーズが明確であること、将来の研究開発に資すること、参加機関間の密接な連携が出来る計画となっていること等の観点から、外部専門家による事前評価を行う。
- ・機器開発については、研究開発開始後3年目を目途に、プロトタイプ製作段階に移行できるものを開発する。プロトタイプ製作段階への移行に当たっては、研究ニーズ、実現可能性、将来の市場性等の観点から、外部専門家による中間評価を実施し、特に優れた課題に絞込む。
- ・上と並行して、独創的な計測分析技術・手法を確立する研究開発に関する提案を公募により採択し、研究者又は複数の研究者グループによる研究開発を推進する。

- ・応募提案の選定に当たっては、新規性、独創性、実現性等の観点から、外部専門家による事前評価を行う。
- ・技術・手法については、研究開発開始後3年目を目途に、実現可能性の見通しがつくものを研究開発する。
- ・事業運営においては、複数の外部専門家により、課題選考、研究開発全体の総括、技術動向の把握、優れた技術の発掘等を柔軟かつ機動的に行う。また、戦略的な基礎研究、企業化開発等の各事業の運営部署と密接に連携するための場を設ける等により、計画の調整等を行い、全体として整合性のある効果的な先端計測分析技術・機器の研究開発を推進する。
- ・研究開発終了後には、民間及び大学等の複数の外部有識者により事後評価を行い、当初の研究開発目標の達成状況を明らかにする。
- ・研究開発成果については、知的財産権の取得を奨励するとともに、積極的に社会還元を行うことを推奨する。

(6) 研究開発戦略の立案

- ・大学、民間等において、研究開発やその企画・運営の経験のある者等を任期付きで雇用し、体制を整備する。
- ・内外の研究開発動向及び社会的・経済的ニーズ等を調査・分析し、今後必要となる研究開発領域や課題等を体系的に抽出する。特に中国における重要科学技術政策や研究開発動向及びそれに関連する経済・社会についての調査・分析等を強化するとともに、本調査・分析に必要なデータベースを国内外関連機関と連携し整備する体制をつくる。なお、中国における定期刊行物(約10,000誌)のうち重要誌約2,500誌を特定し、その中から本調査・分析において必要性の高いものを選定しデータベース化に着手する。
- ・今後の研究開発戦略の形成を目的として、ワークショップ、シンポジウム等の開催により、広範な関係者の参加を得て、オピニオンの形成と集約を行う。
- ・上記をもとに、機構の基礎研究事業において重点的に推進すべき研究領域等の企画・立案を行う。
- ・機構は、上記の活動を通じて得られた成果を事業全般において活用する。
- ・研究領域等の評価を推進する。

2. 新技術の企業化開発

(1) 委託による企業化開発の推進

- ・ 開発課題は、科学技術基本計画に示された重点分野に関する大学、公的研究機関等の研究成果で、開発リスクが大きいものを積極的に取り上げるとともに、経済的、社会的に大きな波及効果が期待できるものを対象とし、技術開発力、経営基盤等を有する企業等へ開発を委託する。
- ・ 大学、公的研究機関等に対して開発課題を広く募集し、外部専門家・有識者により事前評価を行い、優れた開発課題を選定して開発を委託する。開発が5年を越える課題については中間評価を行う。開発終了後は事後評価を行い、開発目標の達成度等の評価を行う。さらに、成果の実施状況等につき追跡調査を実施する。評価結果については知的財産等に配慮しつつ公表する。
- ・ 開発が成功した場合には、開発実施企業に支出した開発費の返済を求めるが、不成功の場合には開発費の返済を求めないことで開発リスクを負担し、新たな開発への取り組みを推進する。
- ・ 実施料、優先実施期間、開発費の返済条件等については研究者や開発企業のインセンティブを配慮して調整を行うとともに、開発期間や開発費等を柔軟且つ弾力的に運用する。
- ・ 開発終了課題について、成果を普及するため、企業において成果を実施するように促すほか、技術交流会等により広く開発成果を紹介する。

(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進

研究成果の実用化に向けた技術開発

イ. 研究成果の実用化プランの作成、育成手段の助言

- ・ 有望な研究成果をビジネスラインまで載せることの出来るスキルと実績を有する人材を技術移転プランナーとして配置し、育成候補課題を対象に、研究者等との面接、種々の調査を参考に、実施すべき試験研究内容や企業探索等の技術移転方策（実用化プラン）を策定し、最適な育成手段を研究者に助言する。また、実用化が有望であるがデータが不足している研究成果については、研究者又は企業の協力を得て追加の調査研究を行う。

ロ. 成果育成プログラムの実施

- ・ 大学、公的研究機関の研究者や企業等から成果育成のための試験研究を行うプログラムの課題提案を公募し、外部専門家・有識者による事前評価を行って選定、実施する。実施期間終了後、新産業創出の期待度等について外部専門家・有識者による事後評価を行い、引き続き追

跡調査を実施する。評価結果については知的財産等に配慮しつつ公表する。

- ・事業終了後の企業化に向けた研究開発継続率を85%【平成14年度：85%】以上とする。

研究開発継続率：事業終了後1年後に調査を行い、企業が実用化に向けて当該研究開発を継続している比率

ハ.イノベーションの創出を目指した共同研究の実施

- ・大学・公的研究機関等の基礎研究に潜在するシーズ候補を産業界の視点で見出す機会を設け、シーズを顕在化させる目的で、産と学が共同で提案した研究課題を公募し、外部専門家・有識者による事前評価を行って選定、実施する。また、顕在化したシーズについて、イノベーションの創出に資する目的で、産学共同による研究（マッチングファンド形式）を行う研究開発課題を公募し、外部専門家・有識者による事前評価を行って選定、実施する。
- ・研究開発終了後3年が経過した時点で、産学共同による研究を行う研究開発課題の30%程度が企業化に向けて他制度あるいは企業独自の研究開発に移行していることを目標とする。

研究成果のあっせん・実施許諾

イ.研究成果の収集・公開業務の推進

- ・大学、公的研究機関等から提案のあった研究成果の収集件数の増加を図り、公開可能なものについては特許出願公開前でも概略等を研究成果展開総合データベース（J-STORE）等に掲載し、技術移転に関して経験を有する専門家による企業への紹介を行う。特許公開後は、詳細情報のJ-STOREへの掲載、新技術説明会等での公開、技術移転に関して経験を有する専門家による企業への情報提供等を行い、企業が関心を示したものは、あっせん・実施許諾等の段階に移行させる。

ロ.開発あっせん・実施許諾業務の推進

- ・大学、公的研究機関及び機構の研究成果について、技術移転に関して経験を有する専門家等を活用して企業等への紹介、企業化開発のあっせん・実施許諾を行う。なお、大学等の研究成果については、当該大学等及び当該大学等が有する技術移転機関等との相互補完的な連携を図りつつ、我が国全体として研究成果の社会還元を促進するように配慮する。また、技術移転に関して経験を有する専門家によるあっせんの成功報酬などの仲介者のインセンティブを向上させるとともに、仲

介者ネットワークの拡充に努めることにより、あっせん件数を増加させる。

- ・開発あっせん・実施許諾の件数は特許ベース120件/年【平成14年度：121件/年】、企業ベース60件/年【平成14年度：64件/年】以上を実施する。

件数には技術移転機関による機構所有特許のライセンス件数、機構所有特許の発明者への返還の後にライセンスにつながった件数、大学、公的研究機関及び技術移転機関に対して機構が行った特許化支援の後に当該機関が行ったライセンス件数を含む。

(3) 大学発ベンチャー創出の推進

- ・大学、公的研究機関等の研究成果のうち、大学発ベンチャーの創出が期待される研究課題を公募し、外部専門家・有識者による事前評価を行って選定、実施する。実施に当たっては、ベンチャー企業の設立が促進されるよう適切な研究開発等マネジメントのもと実施計画を策定し、研究開発を進める。また、実施期間終了後には事後評価を行い、研究開発計画の達成度等の評価を行う。さらに、研究成果に基づく起業化及び事業展開の状況につき追跡調査を実施する。評価結果については知的財産等に配慮しつつ公表する。

(4) 技術移転の支援の推進

研究成果特許化支援業務の推進

- ・大学、公的研究機関、技術移転機関、企業、一般等からの技術移転に関する問い合わせに対し、各種技術移転制度等の紹介や、個別の技術相談を実施する。このため年間300件以上の相談件数に対応できるように体制を強化する。
- ・大学、公的研究機関や研究者個人等から情報を収集し、実用化が期待される研究成果について、大学・技術移転機関等において適正な評価が行われていることを確認のうえ、当該機関からの要請に十分応えられるような特許化支援の体制を整備する。特に国際特許出願に重点を置く。

技術移転のための人材育成業務の推進

- ・知的財産活用等に係る人材を対象に、技術移転のための人材育成プログラム研修を行う。
- ・人材研修は、200人/年【平成14年度：105人/年】以上に対し実施する。

(5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開

- ・平成 16 年 3 月までに研究成果活用プラザを 8 館とする。
- ・各地域の自治体や関係機関との連携を図り、地域の現状を考慮し策定した運営方針の下に各プラザの運営を行う。
- ・科学技術コーディネータを各プラザに原則として 4 人配置する。【平成 14 年度：各プラザに 4 人】
- ・科学技術コーディネータは、技術動向調査等を通して、地域の大学、企業等における研究ニーズ、シーズを探索するとともに、研究開発促進拠点支援事業の成果等を活用して、大学等の独創的な研究者を中心とした研究会、セミナーをプラザにおいて開催する。
- ・プラザにおけるコーディネート活動を通じて、次世代の人材育成に努めるとともに、より効果をあげるために、他の制度におけるコーディネート活動従事者との連携を図る。
- ・機構の各事業を紹介する機能を強化する。
- ・各プラザにおいて大学、企業及び機構が共同して育成研究を実施する。共同育成研究課題の選定は、各プラザ地域の産学官の有識者を含む委員会を組織して評価を行う。また、成果の有効活用のために、文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行う。
- ・研究終了後 3 年以内に共同育成研究課題の 20%【新規事業につき、平成 14 年度実績なし】程度を企業化開発又は企業化へつなげる。
- ・機構の他の制度と連携するなど、プラザ内の研究室について有効活用する。
- ・地域において研究開発ポテンシャルの高い大学、国公立試験研究機関、研究開発型企业等が結集して企業化の必要性の高い分野の研究開発を推進する課題を公募し、外部専門家・有識者による事前評価を行って選定、実施する。研究終了後 3 年以内に 1 課題（地域）平均 10 件を企業化開発又は企業化へつなげることを目標とする。
- ・共同育成研究課題等で生み出された成果について外部専門家・有識者による事前評価を行って課題を選定し企業化に向けた研究開発を実施する。研究終了後 3 年以内に選定課題の 30%程度を企業化開発又は企業化へつなげることを目標とする。

3. 科学技術情報の流通促進

(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進

研究開発活動等のデータベース化

- ・研究情報基盤を着実に整備するため、以下のデータベースの整備等を行い、インターネット等を活用して、研究開発支援総合ディレクトリを中心とした研究者等のための総合的なポータルサイトから提供する。
- ・提供するデータベースについては、当該データベースの利用者の需要動向等を定期的に調査し、データベース化する情報や提供方法の改善、積極的かつ効果的な広報活動、利用者の利便性向上等の取組みを進める。
- ・関連性の高いデータベースについては、当該データベースの利用数の向上のため、データベースを統合的に検索することが可能となるようなシステムの開発を行う。
- ・さらに、ここに挙げられていないデータベースについても、科学技術情報に関する中枢的機関として、科学技術情報の発信、流通等を推進する。

イ. 研究開発支援総合ディレクトリデータベース

- ・研究者等の研究開発活動の支援のため、国内の大学、公的研究機関等の約2,300機関を対象とした調査を実施し、研究機関情報、20万人の研究者情報、49,000件の研究課題情報、3,200件の研究資源情報を収集し、データベースを整備し、提供等を行う。

【平成14年度末：2,126機関の研究機関情報、196,670人の研究者情報、48,701件の研究課題情報、3,140件の研究資源情報】

- ・インターネットを活用したデータベースの更新機能を強化し、その利用を促進することにより、データ更新を迅速化する。
- ・他機関の作成したデータベースとのデータ共有や電子的なデータ交換等の対象を拡大すること等により、内容を拡充する。
- ・技術移転関係のフェア等に出展し、データベースの活用・普及を図る。
- ・研究開発支援総合ディレクトリデータベースのアクセス数については、中期目標期間中着実に増加させ、中期計画終了年度において年間135万件以上とする。【平成14年度：1,224,228件/年(H14/11～の平均をもとに算出) 平成14年度実績 834,134件/年】

ロ. 研究成果展開総合データベース

- ・研究開発成果の迅速な展開のため、特許等の研究成果情報を収集・加工して、データベースを整備し、提供等を行う。

- ・他機関の作成したデータベースとの連携や外国出願特許データの収録等を実施し、内容を拡充する。
- ・技術移転関係のフェア等に出展し、データベースの活用・普及を図る。
- ・データの自動作成機能等の追加により、データ作成の効率化を行い、データ更新を迅速化する。
- ・研究成果展開総合データベースのアクセス数については、中期目標期間中着実に増加させ、中期計画終了年度において、年間350万件以上とする。【平成14年度：3,177,972件/年(H14/11~の平均をもとに算出) 平成14年度実績 1,540,000件/年】

八．研究者人材データベース

- ・研究者等の多様なキャリアパスの開拓や能力、技術を有効活用するため、教育職、研究職、技術職に関する求人公募情報及び求職研究者情報等を収集して、それらに関するデータベースを整備し、提供等を行う。
- ・国内の大学、公的研究機関を主な対象に本データベースの周知を行う。
- ・中期計画終了年度において、求人会員数4,000会員、求職会員数11,000会員とする。【平成14年度末2,879会員(求人)、7,809会員(求職)】
- ・学会誌への掲載等の効果的な広報活動により利用の拡大を図り、アクセス数については、中期目標期間中着実に増加させ、中期計画終了年度において年間1,000万件以上とする。【平成14年度実績：9,089,425件/年】

研究情報のデータベース化

- ・公的研究機関が研究成果として所有する試験・研究データについて、公的研究機関と共同でデータベース化を行い、データベース化終了後、データベースの公開・運用を公的研究機関と共同で行う。
- ・データベース公開後、外部専門家・有識者からなる委員会により事後評価を行う。評価結果については、当初のデータベース化計画の達成度等を明らかにして公表する。

技術者の継続的能力開発のためのコンテンツ開発・提供及び失敗知識データベースの整備

イ．技術者の継続的能力開発のためのコンテンツ開発・提供

- ・外部専門家・有識者からなる委員会での調査・審議を踏まえて、中期

目標期間中に700テーマの能力開発コンテンツを開発・整備しインターネット等を通じて提供する。【平成14年度末：395テーマ】

- ・普及のため学会でのデモンストレーション等を行う。
- ・能力開発コンテンツの年間利用件数については、中期計画終了年度において23万件以上とする。【平成14年度：134,287件/年(公開直後にアクセスが集中H14/10より公開開始)】

ロ．失敗知識データベースの整備

- ・外部専門家・有識者からなる委員会による調査審議に基づき、失敗事例データの収集及び分析を行うとともに、中期目標期間中に合計1,000件を収録したデータベースの整備を行う。【平成14年度末565件】
- ・試験公開を通じて得た知見等により失敗知識データベースを改良し、平成16年度に公開する。

バイオインフォマティクスの研究情報基盤整備の推進

- ・生命情報データベースの高度化、標準化、高機能生体データベースの運用・機能拡張、研究開発の推進を統括、副統括の指導のもと実施する。
- ・研究開発課題については、統括が外部専門家・有識者からなる委員会の協力を得て、中間評価及び事後評価を行う。評価の結果については、研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映させるとともに当初の研究目的の達成状況を明らかにして公表する。
- ・高度化、標準化された4生命情報データベースを公開、提供する。
- ・普及研修会を開催し、データベースの活用・普及を図る。
- ・地球規模生物多様性情報機構(GBIFF)の活動を推進するために設置されたGBIFF技術専門委員会の事務局としての活動を行う。

国内外の科学技術情報に関する提供システム等の整備、運用

イ．科学技術関係資料の収集及びインターネット等による提供

- ・科学技術関係資料を、毎年、国内資料を12,000タイトル規模、国外資料を4,600タイトル規模で収集する。【平成14年度：国内資料11,820タイトル、国外資料4,604タイトル】
- ・収集した資料に掲載された論文等ごとに論文名、著者名、発行日等の書誌情報等について毎年度90万件規模のデータベースを整備する。【平成14年度末：894,405件】

ロ．科学技術情報発信・流通総合システムの整備・運用

- ・我が国の学協会の電子ジャーナル出版を支援するため、論文の審査、

編集、流通等を統合的に行うシステムを開発し、運用する。

- ・参加学協会や研究者等のユーザーの要望を反映してシステムの改良を適宜行い、より迅速に論文等が公開できるシステムを整備する。
- ・JSTリンクセンターを活用し、他の電子ジャーナルやデータベースとの引用文献リンクを行う。また、リンク可能な引用文献数の拡大のため、国内外の諸機関に対してJSTリンクセンターへの参加の働きかけを行い、中期計画終了年度における引用文献リンク数650,000件以上とする。【平成14年度末：178,222件】
- ・中期計画終了年度末までに参加学会誌数500学会誌以上とする。【平成14年度末：218学会誌】
- ・中期計画終了年度における年間アクセス数380万件以上とする。【平成14年度末：1,082,529件】

八．科学技術に関する文献情報の英文による提供

- ・機械翻訳の活用により我が国の科学技術に関する文献情報の英文化を行い、毎年度15万件（過去3年以内を収録）をインターネット経由で世界に向けて情報を発信する。【平成14年度末：145,430件/年】
- ・効果的な広報活動等により、英文化された科学技術に関する文献情報の利用拡大を図る。
- ・英文化された科学技術に関する文献情報のアクセス数については、中期計画終了年度において5,200件以上とする。【平成14年度：4,659件/年】

二．研究開発成果の産業化の促進のための文献・特許の統合検索システムの整備・運用

- ・特許調査における利便性向上の観点から、特許情報データベースと文献情報データベースを共通の方法で検索するため、文献情報データベースに国際特許分類を付与し、統合検索システムに活用できるよう整備する。
- ・民間事業者と連携し、特許情報と文献情報の統合検索システムを実現する。
- ・システムを整備した後も引き続き、民間事業者と連携し、特許情報と文献情報の統合検索システムの運用、新規データの整備等を行う。

科学技術情報に関する国際協力、標準化

イ．科学技術情報活動における国際協力の推進

- ・国内の研究情報に関する英文ディレクトリの作成を行いインターネッ

ト経由で世界に向けて情報を発信する。

- ・ 英文ディレクトリへの年間アクセス数については、中期計画終了年度において92,000件以上とする。【平成14年度：83,495件】
- ・ 国の科学技術協力協定に基づく日独情報ドキュメンテーションパネル等に積極的に参加し、国際的な協力活動を行う。
- ・ アジア・太平洋地域の科学技術情報活動を支援するため、ワークショップの開催、専門家の育成、研修生の受け入れを行う。

ロ．科学技術情報の流通を円滑化するための基準の制定

- ・ 科学技術情報の流通を円滑に促進するため、科学技術情報流通技術基準（SIST）の普及を目的とし、SISTの制定・見直しを行うための各種委員会等の開催及び説明会の開催、インターネット等を活用した情報提供等を行う。

ITBL材料アプリケーションの開発

- ・ ITBL (IT - Based Laboratory) プロジェクトにおけるアプリケーションの一つとして分散した物質・材料データベースを統合的に検索するシステムの開発、公開を平成17年度までに行う。

省際研究情報ネットワーク（IMnet）の運用

- ・ 平成15年度中に学術情報ネットワーク（SINET及びスーパーSINET）に統合し、省際研究情報ネットワーク（IMnet）の運用を終了する。

（2）科学技術に関する文献情報の提供

- ・ 国内外の科学技術関係資料の抄録等を作成してデータベースを整備し、オンライン等による科学技術情報の提供等を行う（JOIS）。また、国際科学技術情報ネットワーク（STN）事業をケミカルアブストラクツサービス（CAS）、フィッツカールスルーエ（FIZ-K）と共同で運営し、国内の科学技術に関する文献情報を海外へ提供するとともに国内利用者へ海外の科学技術に関する文献情報を提供する。
- ・ 科学技術情報の流通を促進するため、科学技術文献速報等の出版物を発行する他、複写サービス、受託検索サービス等を行う。
- ・ 国内外の科学技術関係資料に関する書誌情報に対して、日本語抄録等を付与した毎年度90万件規模の文献情報データベースを作成する。
【平成14年度末：894,405件】
- ・ 文献情報データベースの作成については収益性を確保しつつ網羅性の維持

に努め、研究情報基盤の整備を目的として実施する。

- ・ 大学等教育研究機関・国公立試験研究機関等（独法を含む）に対する利用拡大を図り、科学技術の振興に寄与するため、安価な価格設定で情報を提供する。また企業の知的財産部、中小企業、公共図書館等利用者の利用拡大を図る。
- ・ 毎年、文献情報データベースの利用者に対するアンケート調査及びヒアリング調査や「お客様の集い」を実施し、利用者の意向を把握してサービス等の向上に反映させる。
- ・ 情報の収集から抄録等提供までの期間について、より一層の短縮を行い、中期計画最終年度に平均37日以下とする。【平成14年度：平均44.7日】
- ・ 作成した文献情報データベースについてインターネット等を活用して利便性を向上させることにより、文献情報データベースの毎年度利用件数2,830万件以上の利用、累積アカウント数11,000件以上とし、幅広く研究者、技術者の研究活動における情報取得をサポートする。
【平成15年度5月、6月の利用件数の平均値を年間に積算：年間2,829万件、平成15年4月末の累積アカウント数：10,862件】
- ・ 文献情報データベースと各種電子ジャーナルのリンクを充実させることにより利用者の利便性を向上させ、文献情報データベースから原文献への毎年度の年間アクセス数16,000件以上とする。
【平成15年度の新システムから対応のため平成14年度データ無し】

4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援

(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進

- ・ 結集型共同研究として毎年、新規に原則4地域を採択する。実施地域の選定に当たって、外部有識者を含む委員会において評価を行い、評価結果を公表する。なお、平成18年度以降、新たな地域の募集は実施しない。
- ・ 事業の推進、調整に当たり、機構は都道府県等が指定する地域の科学技術振興を担う財団等（中核機関）と協力し、運営体制を整備する。
- ・ 中核機関に事業マネジメントの最高責任者である事業総括、技術的判断の最高責任者である研究統括を配置する。
- ・ 研究の実施に当たり、公設試験研究機関内やレンタルラボ等に当該共同研究の中核を形成するコア研究室を設置し、研究員を配置する。
- ・ 新技術・新産業の創出に資するため、研究者の成果を実用化させるための新技術エージェントや弁理士、税理士、会計士等の事業化に必要な専門的知識・経験を有する人材をアドバイザーとして一時的な利用を可能とする

スキルバンクを中核機関に配置する。

- ・ 事業の途中には事業の継続を含め方向性を検討するための中間評価を、事業終了後は事業成果に関し事後評価を、外部有識者を含む委員会で行い、評価結果を公表する。
- ・ 地域のポテンシャルを生かした産学官による共同研究事業を推進することにより、以下の目標を達成する。

地域が掲げる事業目標及び研究開発目標

研究開発の成果を産業界へ波及させるための技術移転に向けた戦略的活動体制の確立

事業推進に当たっての都道府県等の支援体制の確立

新技術・新産業の創出に資する地域COEの形成に向けた整備方針の確立

- ・ 上記目標の達成状況の判断に当たっては地域の特徴を踏まえつつ、以下の標準的な水準も参考とする。

参画機関数 10機関/地域、発表論文数 20件/年・地域、出願特許数 7件/年・地域

【平成14年度 参画機関数10機関未満の地域4地域、発表論文数 19件/年・地域、出願特許数 5件/年・地域】

- ・ 事業終了後の追跡調査を行なう等フォローアップを行い、結集型共同研究の事業期間中に構築された成果を地域内で維持、発展に繋げる。
- ・ 成果を有効活用するために、文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行う。
- ・ 失敗事例、成功事例を分析し、ノウハウを共有化する。

(2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進

- ・ 公募により選定した各地域において、技術移転、特許等に専門的な知見を有し、大学等のシーズの発掘と企業等のニーズを融合させることができる人材をコーディネータとして配置する。なお、新たな地域の募集は実施せず、当事業は平成17年度に終了する。
- ・ 各コーディネータは、大学等の研究成果のシーズ調査、企業のニーズ調査、育成試験の実施、技術移転関連の諸事業への橋渡し等の産学官交流・技術移転に係わる諸活動を行い、地域の連携拠点機関と協力して、研究成果を育成・活用する。
- ・ 地域におけるコーディネータ機能の構築等科学技術基盤形成の強化に資するため、事業の途中には事業の継続を含め方向性を検討するための中間評価を、事業終了後は事業成果に関し事後評価を、外部有識者を含む委員会

で行い、評価結果を公表する。

- ・ 科学技術コーディネータの活動を中心とした事業を推進することにより、以下の目標を達成する。
 - 大学等の研究成果及び企業ニーズの適切な調査・収集・整理
 - 将来の実用化に有用な研究成果の抽出と、実用化に向けた育成試験の実施
 - 研究成果を実用化につなげるための体制整備
 - 連携拠点機関を中心とした地域のコーディネート機能の強化
- ・ 上記目標の達成状況の判断に当たっては地域の特徴を踏まえつつ、以下の標準的な水準も参考とする。
 - シーズ・ニーズ調査数 100件/年・地域、育成試験実施数 10件/年・地域、出願特許件数 7件/年・地域、橋渡し・実用化・商品化件数 5件/年・地域
 - 【平成14年度：(シーズ・ニーズ調査数 103件/年・地域、育成試験実施数 10件/年・地域、出願特許件数 7件/年・地域、橋渡し・実用化・商品化件数 5件/年・地域)】
- ・ 事業終了後の追跡調査を行なう等フォローアップを行い、地域研究開発促進拠点支援の事業期間中に構築された成果を地域内で維持、発展につなげる。
- ・ 成果を有効活用するために、文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行う。
- ・ 失敗事例、成功事例を分析し、ノウハウを共有化する。

(3) 戦略的な国際科学技術協力の推進

- ・ 北米・欧州・アジア等で、機構のカウンターパートとなりうる主要な機関と、政府間合意等に基づき文部科学省が設定した課題に関する国際科学技術協力の推進のために必要な協力関係を構築する。
- ・ 当該課題に関して、カウンターの外国機関と連携して、内外の優れた研究者のチームによる比較的小型の共同研究等を推進するとともに、個別の研究領域を対象とした研究集会を開催する。
- ・ 中期目標期間中に北米・欧州・アジア等の国・地域と政府間の合意事項を着実に実施する。

(4) 国際シンポジウムの開催、外国人研究者宿舎の運営等

- ・ 海外への情報発信のためのシンポジウムの開催等 3回/年【平成14年度：3回/年】

- ・シンポジウム、セミナーで得られた情報については、基礎研究推進事業をはじめ、他の事業でも活用できるよう情報提供をする。
- ・海外事務所等を拠点とし、海外との連絡調整、情報収集活動を行う。
- ・外国人研究者宿舎の入居率 80%以上とする。
【平成 14 年度：竹園（92.2%）、二の宮（82.1%）】

（5）異分野交流の推進

- ・自然科学のみならず、人文・社会科学も含む異なる研究分野、組織の研究者の交流の場を提供するため、有識者を含む委員会において機構が実施するにふさわしいテーマ、コーディネータを選定後、コーディネータを中心にフォーラムを開催する。フォーラム参加人数は 50 人 / 回程度とする。
【平成 14 年度：50 人 / 回】
- ・フォーラムの議論の中から、さらに討論を深めることにより新たな研究領域の創出が期待される内容に絞り、ワークショップを開催する。ワークショップ参加人数は 20 人 / 回程度とする。【平成 14 年度：30 人 / 回】
- ・ワークショップのテーマから、より検討対象を絞った調査研究を行うため、毎年 1 テーマ【平成 14 年度：1 テーマ、内容：量子情報科学】領域探索プログラムを実施する。
- ・各プログラムの結果については、報告書を取りまとめ、公表する。さらに、事業の波及効果を確認するため追跡調査を実施する。
- ・当事業は平成 16 年度に終了する。

（6）研究協力員の派遣を通じた研究支援

- ・平成 14 年度までに公募により決定した重点研究支援課題について、派遣事業者を介して国立試験研究機関等に高度な知識や技術を持つ研究協力員を派遣する。なお、新たな重点研究支援課題の募集は実施せず、当事業は平成 19 年度に終了する。
- ・3 年を経過した研究支援課題について、課題を推進する国立試験研究機関等から提出される中間報告書を機構においてとりまとめ、公表する。
- ・実施期間終了後には事後評価を行い、評価結果を公表するとともに、評価結果を機構の事業運営に反映する。

5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進

(1) 科学技術に関する学習の支援

高等学校等における学習活動の支援

イ. スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援

- ・文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等や教育委員会等と密接に連携するとともに、適切な支援が可能となるように毎年度支援方法に関する見直しを加えつつ、円滑かつ迅速に指定校における先進的な科学技術学習等の取組を支援する。

ロ. サイエンス・パートナーシップ・プロジェクトにおける活動の支援

- ・外部専門家・有識者による委員会の設置等業務の執行体制を整備し、学校及び教育委員会等と大学、科学館、研究機関等が連携して実施する体験的・問題解決的な学習活動等を委員会の審議により選定し、支援等を実施する。また、普及に資する取組みの検討を進める。

先進的科学技術・理科教育用デジタル教材の開発・普及

- ・大学、研究機関等との密接な連携により児童生徒の科学技術・理科学習に有効な素材となる最先端の研究開発成果を有効に活用しつつデジタル教材の開発を進める。
- ・外部専門家・有識者からなる委員会での審議や学校の教員のニーズを踏まえつつ、最先端の研究開発成果を素材とし、かつ最新のITを活用した科学技術学習手法を、教員や教育専門家の参画により開発し、公開する。
- ・開発した手法を活用した先進的な科学技術・理科学習用デジタル教材を開発するとともに、デジタル教材及びその提供方法について、文部科学省及び総務省がモデル的に整備した情報環境を有する地域等からの希望に基づき、平成17年度までに全国16地域程度において実証的試験を行い、その評価を踏まえ改良を加えていく。また、これ以降も地域からの希望に基づき提供地域を拡充し、評価を行っていく。その際、実証試験を行う地域における教員研修の支援等も積極的に実施する。
- ・平成17年度までに全国の学校にインターネットを通じデジタル教材を、教員の利用希望に基づき提供する。
- ・デジタル教材利用に関する教員等の登録数を1万名とする。
【平成15年3月31日より試験的提供開始のため実績なし】

各教育委員会等との連携強化による成果の普及

- ・科学技術理解増進事業において蓄積された事例、成果を、学校において

活用し易いよう事例をまとめた形で各事業の募集等の際に配布するとともに、インターネットを通じて成果を積極的に発信し、地域において活用を図る。

- ・文部科学省編集・監修の雑誌等への掲載等、教育委員会や学校への波及効果が高いメディアを活用した普及活動を実施する。

(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進

科学館活動支援等地域における科学技術の普及の推進

- ・支援する科学館活動や学習メニュー開発は、外部専門家・有識者等による委員会の審議により選定し、実施結果についても参加者等によるアンケート等の支援対象機関からの報告を踏まえ、委員会等により事後評価を実施する。
- ・事業の支援方法についても支援対象機関からの意見を踏まえ、効率的、効果的に推進できるよう年度ごとに見直しを行う。
- ・学習メニュー等の成果について、インターネットやイベント等を通じて情報を発信し、全国各地域での活用を図る。
- ・他機関との連携により国際的な拡がりのある青少年向けのコンテストをはじめとしたイベント等を開催し、各地域における科学技術学習機会を充実させるとともに、科学技術理解増進手法に関する情報交換の機会を提供する。
- ・全国の科学館から科学館の概要やイベント情報を収集し、インターネットを通じて情報を発信する

地域における科学技術理解増進活動を担うボランティア人材の活動推進

- ・地域において募集等によりボランティア人材を確保し、研修等を通じて養成するとともに、ボランティアが効果的に活動できる環境を整備する。
- ・科学技術理解増進ボランティア同士やボランティアと学校、科学館、研究機関等とが連携した活動の積極的な実施により、地域の科学技術理解増進リソース間の有機的連携関係を構築する。

(3) 全国各地への科学技術情報の発信

TV向け科学技術番組の開発

- ・番組、放送形態等について定期的にモニター調査を実施し、評価結果の経年における向上を図る。
- ・トピックに応じた形で番組制作が行うことができるよう大学、研究機関や研究者、技術者との連携関係を構築するとともに、モニター調査等視

聴者のニーズを踏まえつつ、様々な観点からの番組制作を実施する。また、放送番組の編成や適正については、外部専門家・有識者からなる委員会において審議する。

- ・国内外の映像祭への積極的な出品により番組の評価を推進する。
- ・TV向け科学技術番組についてはインターネットにおいても配信する。インターネットによる番組視聴数を5万件/月とする。【平成14年度：約3万件/月】

波及効果の高いメディアの活用やイベントの開催

- ・科学技術理解増進の手法について情報交換を実施し、国際的な動向を把握するとともに、科学技術理解増進事業の成果を活用しつつ、インターネット等波及効果の高いメディアの活用を通じ科学技術情報を発信するとともに、科学技術の知識の普及に資するイベントの開催・参画を通じ、科学技術情報を積極的に発信し、全国への事業及び成果の普及を図る。実施したイベント等については、参加者に対しアンケート等調査を実施し、効果の検証を行う。

先駆的な手法を用いた展示手法、展示物の開発

- ・最先端の科学技術を身近に感じ、体験できる新たな展示を、最先端の科学技術の進展に合わせて先駆的に開発し、科学館等での活用を図る。
- ・展示の活用にあたっては日本科学未来館の定期的な展示更新にも寄与するように配慮する。
- ・展示開発数は原則として年間2テーマ以上とする。【平成14年度：2テーマ/年】

(4) 日本科学未来館の整備・運営

展示の充実

- ・時代に即応し、来館者のニーズに応えた常に魅力ある展示（常設展示及びイベント等）を行う。
- ・このため、来館者の満足度等を調査、分析、評価し、展示の改善に向けて、新規展示手法や新規展示開発のための試作を行う。
- ・また、最先端の科学技術の動向をフォローするとともに研究者、技術者の参画を得て最先端の科学技術に関する展示を充実させる。

運営の改善

- ・季節、曜日等により開館日・開館時間を柔軟に変更する。

- ・来館者本位の施設環境を整え、機能的で、特に身体障害者、高齢者にやさしい施設とする。
- ・学会等の講演会、シンポジウムなどの開催を促進するとともに研究者、技術者が一般の方々と交流する機会の増大など最先端の科学技術及び科学技術理解増進に関する情報の発信を行う。

運営体制の充実

- ・来館者への対応を充実させるため、登録ボランティア数の増加を図るとともに、友の会の会員数の増大を図る。
- ・登録ボランティア数は中期目標の最終年に800人を確保する。【平成14年度末678人】
- ・友の会会員数は3万人の規模とする。【平成14年度末約26,974人】
- ・新しいタイプの科学館スタッフとして、科学技術スペシャリストの育成を行う。
- ・未来館の事業運営についても、研究者、技術者等の参画を推進する。

他機関との連携

- ・内外の科学館等との連携を充実させるとともに、共通入場券の発行等国立科学博物館、科学技術館との連携を図る。
- ・科学館人材の育成のための研修を行う。
- ・大学院等と連携し、両機関の理解増進手法の共同研究等を推進する。

来館者数の確保

- ・以上の措置を講ずることにより、来館者の確保に努め、来館者数50万人/年以上を確保する。

6. その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関の委託等による事業の推進

我が国の科学技術政策の推進に貢献すること等を目的として、関係行政機関等の委託等により、専門的能力を必要とする各種業務を実施する。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1．組織の編成及び運営

(1) 組織の運営

- ・ 理事長の経営判断に資するため、企画機能を強化するとともに、機構で実施する各事業について経営面も含めた全般的事項について外部有識者の助言を得ることにより、組織運営の改善を適宜行う。
- ・ 理事長のリーダーシップにより中期目標を達成するための資源の配分システムを確立し、業務の効率化を推進する。
- ・ 各部署において迅速な意思決定と柔軟な対応を実現するために、各部署の長への権限の委譲を推進する。

(2) 組織の編成

- ・ 組織の硬直化を避け、人材の効率的活用を目的として、業務量及び人材配置の運用状況についてのヒアリングを定期的を実施・分析し、業務の実状等に応じた効率的・効果的な組織編成や人材配置等に反映する。特に、中期計画策定の段階では予定されていなかった大幅な業務量の変動が生じるような場合においても適切な人員配置が行えるよう、その柔軟性に留意する。

(3) 職員の研修及び業績評価

- ・ 柔軟な組織編成や人員配置等を目指すため、業務上必要とされる知識、技術の取得に対応すべく、自己啓発や能力開発のための研修制度を拡充する。
- ・ 透明性のある人事制度により定期的に職員の業績を評価し、その結果を具体的な昇任及び人員配置として適切に反映させ、職員の資質・職務遂行方法の向上を図る。

2．業務運営の効率化

(1) 事務の効率化、合理化及び経費の削減

国において実施されている行政コストの効率化を踏まえて、以下の事項を含む業務の効率化を進め、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く。）について、中期目標期間中にその12%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費（競争的資金を除く。）について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努める。

文献情報提供業務については、サービス毎の利用者の需要分析、収支バ

ランス等を考慮し、不断に事業の見直しを行うとともに、中期目標期間中に事業費について、11%以上の業務の効率化等を実施し、収益性を確保する。

また受託事業収入で実施される業務についても効率化に努める。

スケールメリットを活用した効率化等

- ・民間の経費節減に関するノウハウを調査し、業務の効率化に反映させる。
- ・事務用品等消耗品や各種機械等についても業務に影響の出ない範囲で共同購入を実施するとともに、より一層の競争入札の導入を推進し、経費の節減を行う。
- ・事業横断的に利用可能なサービスや図書資料等の共用を推進する。
- ・研究等終了後の各種物品について機構内の別事業への再度の利活用等による有効利用を徹底する。
- ・各事業において各地に分散して活動する事務所等の中で業務運営の効率化に関する情報、ノウハウを共有化する。
- ・日本科学未来館のホール、会議室等を積極的に活用するなど施設の有効利用を推進する。

管理的経費の節減

- ・管理部門の管理費の節減や人員の合理化に努め一般管理費を削減する。
- ・日本科学未来館、研究成果活用プラザ等を含む機構の全施設において管理部門の光熱水料の節減に努め、固定経費を削減する。
- ・戦略的創造研究推進事業等において領域事務所等の地理的集約化などにより、事務所に係わる経費を節減する。
- ・機構所有の知的財産権について、その保有コストと価値についての評価を充実し、効率的な知的財産権管理体制を整備する。

電子化・ペーパーレス化の推進

- ・新たなグループウェアの構築・活用により内部業務の事務処理において迅速化、ペーパーレス化を推進する。また研究事務所等ネットワークの一元化により運営費を節減する。

文献情報提供業務における効率化

- ・運営費交付金を充当しない文献情報提供業務においても同様の観点から業務運営を効率化する。
- ・文献情報データベース作成において品質に配慮しつつ、合理化を推進し、

経費を削減する。

- ・各商品におけるユーザーニーズの分析及び収支バランス等を考慮し、事業の見直しを適宜行う。
- ・請求書等の発送業務、紙媒体で出力している各種資料の見直し等により義務的営業経費を削減する。

(2) アウトソーシング及び外部機関との連携

- ・外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用し、事務を効率化、合理化する。
- ・日本科学未来館については国立科学博物館等関係機関との有機的な連携協力を推進する。

(3) 国家公務員に準じた人件費削減の取組み

- ・常勤の役職員に係る人件費（退職手当、福利厚生費、競争的研究資金により雇用される任期付職員に係る人件費は除く。）については、平成22年度において、平成17年度と比較し、5%以上の削減を行う。（ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。）そのため、中期目標期間の最終年度である平成18年度の当該人件費については、平成17年度と比較し、概ね1%以上の削減を行う。
- ・具体的には、役職員の人件費については、本俸を国家公務員の指定職俸給表の見直しに準じて平成18年度より引下げる。また、常勤職員（任期に定めのない職員）の人件費削減については、平成18年度より平成22年度の間において、以下の措置を労使間で合意に至ったものから順次実行に移す。

本給表の水準を全体として平均4.8%引下げ

職員の勤務成績が適切に反映される新人事制度導入に伴い、昇給及び期末手当に反映

役職手当等の手当制度の見直し

(4) 業務・システムの最適化

- ・国の行政機関の取り組みに準じて、主要な情報システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保等を実現するために、最適化計画の方針を策定する。
- ・情報システム全般に責任を持つ情報化統括責任者（CIO）を検討・設置するとともに、情報化統括責任者（CIO）を補佐し、情報システムに係

る最適化計画の策定、情報システムの調達内容、人材の全体的なレベルアップを図る職員研修について検討・実施する組織を設置する。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は224億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合である。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

科学技術振興に関する業務の充実、所有施設の改修、職員教育・福利厚生
の充実、業務の情報化、機構の行う広報の充実に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

(1) 方針

- ・アウトソーシングの推進等を通じ、業務の効率化を行うとともに、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築し、職員個々の能力に応じた人員配置を行う。
- ・競争的研究資金による事業を有効に実施するため、研究経験を有する者をプログラムディレクター、プログラムオフィサー等に積極的に登用する。

(2) 人員に係る指標

業務の効率化を進め、常勤職員数については抑制する。

(参考1)

期初の常勤職員数（任期の定めのない職員） 478人

期末の常勤職員数の見込み（任期の定めのない職員）471人

(参考2)

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削

減対象とされた人件費にかかる中期目標期間中の人件費総額見込み
25,999百万円

(参考3)

競争的研究資金により雇用される任期付職員にかかる中期目標期間中の人件費総額見込み
34,674百万円

但し、上記の額は今後の競争的研究資金の獲得の状況により増減があり得る。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、研究開発委託契約において当該契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

(別紙)

III. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算(中期計画の予算)

平成15年10月～平成19年3月 予算

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	323,164
政府その他出資金等	5,608
業務収入	42,236
その他の収入	638
繰越金	330
受託収入	1,656
計	373,632
支出	
一般管理費	14,414
(公租公課を除いた一般管理費)	11,814
うち人件費(管理系)	5,746
うち物件費(公租公課を除く)	6,069
うち公租公課	2,599
事業費	357,562
新技術創出研究関係経費	188,003
企業化開発関係経費	50,658
科学技術情報流通関係経費	51,622
うち一般勘定	20,633
うち文献情報提供勘定	30,989
研究開発交流支援関係経費	31,136
科学技術理解増進関係経費	22,221
人件費(業務系)	13,921
受託経費	1,656
計	373,632

[人件費の見積り]

中期目標期間中、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費について、総額25,999百万円を支出する。また、中期目標期間中、競争的研究資金により雇用される任期付職員にかかる人件費について、総額34,674百万円を支出する。但し、この額は今後の競争的研究資金の獲得の状況により増減があり得る。

[注釈 1] 運営費交付金の算出ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - T(y)) \times 1(\text{係数}) + T(y) \} + \{ (R(y) + P_r(y)) \times 2(\text{係数}) \} + (y) - B(y) \times (\text{係数})$$

$$R(y) = R(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$C(y) = P_c(y-1) \times (\text{係数}) + E(y-1) \times (\text{係数}) + T(y)$$

$$B(y) = B(y-1) \times (\text{係数})$$

$$P(y) = P_r(y) + P_c(y) = \{ P_r(y-1) + P_c(y-1) \} \times (\text{係数})$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y)：当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

C(y)：当該事業年度における一般管理費。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費（公租公課を除く）。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

P(y)：当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

P_r(y)：当該事業年度における事業経費中の人件費。P_r(y-1)は直前の事業年度におけるP_r(y)。

P_c(y)：当該事業年度における一般管理費中の人件費。P_c(y-1)は直前の事業年度におけるP_c(y)。

R(y)：当該事業年度における事業経費中の物件費（特殊経費を除く）。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

T(y)：当該事業年度における公租公課。

(y)：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施（例：競争的資金推進制度）事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に

発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

1：一般管理効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

2：事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

：自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

：収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについて、競争的資金推進制度については、第2期科学技術基本計画を踏まえて当該事業年度における具体的な額を決定するが、ここでは、各年度において便宜的に平成15年度の値を用いている。また、2(事業効率化係数)を各事業年度1.0%の縮減、1(一般管理費効率化係数)を各事業年度4.17%(平成15

年度予算額を基準額として中期計画期間中に12%縮減)の縮減とし、(収入調整係数)を一律1として試算。

- ・事業経費中の物件費については、(消費者物価指数)は変動がないもの(±0%)とし、(業務政策係数)は一律1として試算。
- ・人件費の見積りについては、(人件費調整係数)は変動がないもの(±0%)とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・自己収入の見積りについては、(自己収入政策係数)は据え置き(±0%)として試算。
- ・受託収入の見積りについては、過去の実績を勘案し、一律据え置きとして試算。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	323,164
業務収入	14,153
その他の収入	312
受託収入	572
計	338,201
支出	
一般管理費	13,545
(公租公課を除いた一般管理費)	11,247
うち人件費(管理系)	5,746
うち物件費(公租公課を除く)	5,501
うち公租公課	2,298
事業費	324,085
新技術創出研究関係経費	188,003
企業化開発関係経費	50,658
科学技術情報流通関係経費	20,633
研究開発交流支援関係経費	31,136
科学技術理解増進関係経費	22,221
人件費(業務系)	11,433
受託経費	572
計	338,201

[人件費の見積り]

中期目標期間中、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費について、総額24,054百万円を支出する。
また、中期目標期間中、競争的研究資金により雇用される任期付職員にかかる人件費について、総額34,674百万円を支出する。但し、この額は今後の競争的研究資金の獲得の状況により増減があり得る。

[注釈1] 運営費交付金の算出ルール

運営費交付金の算定式は(総計)[注釈1]を参照。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
政府その他出資金等	5,608
業務収入	28,083
その他の収入	325
繰越金	330
受託収入	1,084
計	35,431
支出	
一般管理費	869
(公租公課を除いた一般管理費)	568
うち物件費(公租公課を除く)	568
うち公租公課	301
事業費	33,478
科学技術情報流通関係経費	30,989
人件費(業務系)	2,488
受託経費	1,084
計	35,431

[人件費の見積り]

中期目標期間中、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費について、総額1,945百万円を支出する。

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成15年10月～平成19年3月

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	302,816
經常費用	302,816
一般管理費	14,466
人件費(管理系)	5,746
物件費(公租公課を除く)	6,067
公租公課	2,654
事業費	231,455
新技術創出研究関係経費	84,165
企業化開発関係経費	42,750
科学技術情報流通関係経費	44,810
研究開発交流支援関係経費	25,521
科学技術理解増進関係経費	20,726
人件費(業務系)	13,482
受託経費	1,656
減価償却費	55,240
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	292,516
運営費交付金収益	205,333
業務収入	41,022
その他の収入	753
受託収入	1,656
資産見返運営費交付金戻入	32,534
資産見返補助金等戻入	11,218
臨時利益	0
純損失	10,300
目的積立金取崩額	0
総損失	10,300

[注釈1] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	262,908
経常費用	262,908
一般管理費	13,545
人件費(管理系)	5,746
物件費(公租公課を除く)	5,501
公租公課	2,298
事業費	205,039
新技術創出研究関係経費	84,165
企業化開発関係経費	42,750
科学技術情報流通関係経費	20,443
研究開発交流支援関係経費	25,521
科学技術理解増進関係経費	20,726
人件費(業務系)	11,433
受託経費	572
減価償却費	43,752
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	262,908
運営費交付金収益	205,333
業務収入	12,938
その他の収入	312
受託収入	572
資産見返運営費交付金戻入	32,534
資産見返補助金等戻入	11,218
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注釈1] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位 : 百万円)
費用の部	39,909
経常費用	39,909
一般管理費	921
物件費 (公租公課を除く)	566
公租公課	355
事業費	26,416
科学技術情報流通関係経費	24,367
人件費 (業務系)	2,049
受託経費	1,084
減価償却費	11,487
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	29,609
業務収入	28,083
その他の収入	441
受託収入	1,084
臨時利益	0
純損失	10,300
目的積立金取崩額	0
総損失	10,300

[注釈 1] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成15年10月～平成19年3月 予算

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	378,354
業務活動による支出	245,315
投資活動による支出	126,112
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	6,927
資金収入	378,354
業務活動による収入	367,939
運営費交付金による収入	323,164
業務収入	42,363
その他の収入	756
受託収入	1,656
投資活動による収入	0
財務活動による収入	5,500
特殊法人よりの繰越金	4,915

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	341,661
業務活動による支出	216,968
投資活動による支出	119,047
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	5,647
資金収入	341,661
業務活動による収入	338,201
運営費交付金による収入	323,164
業務収入	14,153
その他の収入	312
受託収入	572
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
特殊法人よりの繰越金	3,460

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	36,693
業務活動による支出	28,347
投資活動による支出	7,065
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	1,281
資金収入	36,693
業務活動による収入	29,738
業務収入	28,210
その他の収入	443
受託収入	1,084
投資活動による収入	0
財務活動による収入	5,500
特殊法人よりの繰越金	1,455

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(参考)

中期計画期間(平成15年度～平成18年度)中の予算

(総表)

(百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
収入					
運営費交付金	55,574	89,783	89,172	88,635	323,164
政府その他出資金等	1,718	1,530	1,330	1,030	5,608
業務収入	5,438	12,224	12,286	12,288	42,236
その他の収入	103	179	178	178	638
繰越金	14	316	0	0	330
受託収入	0	552	552	552	1,656
計	62,847	104,584	103,518	102,683	373,632
支出					
一般管理費	1,873	4,308	4,155	4,078	14,414
(公租公課を除いた一般管理費)	1,838	3,468	3,324	3,185	11,814
うち人件費(管理系)	918	1,643	1,609	1,576	5,746
うち物件費(公租公課を除く)	920	1,825	1,715	1,609	6,069
うち公租公課	35	840	831	893	2,599
事業費	60,974	99,724	98,811	98,053	357,562
新技術創出研究関係経費	32,329	51,971	51,891	51,812	188,003
企業化開発関係経費	9,701	13,785	13,652	13,521	50,658
科学技術情報流通関係経費	8,584	14,752	14,326	13,961	51,622
うち一般勘定	3,496	5,770	5,712	5,655	20,633
うち文献情報提供勘定	5,088	8,982	8,614	8,306	30,989
研究開発交流支援関係経費	4,510	8,965	8,875	8,786	31,136
科学技術理解増進関係経費	3,715	6,231	6,168	6,107	22,221
人件費(業務系)	2,134	4,021	3,899	3,867	13,921
受託経費	0	552	552	552	1,656
計	62,847	104,584	103,518	102,683	373,632

(一般)

(百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
収入					
運営費交付金	55,574	89,783	89,172	88,635	323,164
業務収入	1,625	4,176	4,176	4,176	14,153
その他の収入	45	89	89	89	312
受託収入	0	191	191	191	572
計	57,244	94,239	93,628	93,090	338,201
支出					
一般管理費	1,757	4,063	3,906	3,819	13,545
(公租公課を除いた一般管理費)	1,747	3,296	3,165	3,038	11,247
うち人件費(管理系)	918	1,643	1,609	1,576	5,746
うち物件費(公租公課を除く)	829	1,653	1,556	1,463	5,501
うち公租公課	9	766	742	781	2,298
事業費	55,488	89,986	89,531	89,080	324,085
新技術創出研究関係経費	32,329	51,971	51,891	51,812	188,003
企業化開発関係経費	9,701	13,785	13,652	13,521	50,658
科学技術情報流通関係経費	3,496	5,770	5,712	5,655	20,633
研究開発交流支援関係経費	4,510	8,965	8,875	8,786	31,136
科学技術理解増進関係経費	3,715	6,231	6,168	6,107	22,221
人件費(業務系)	1,736	3,265	3,232	3,200	11,433
受託経費	0	191	191	191	572
計	57,244	94,239	93,628	93,090	338,201

(文献)

(百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
収入					
政府その他出資金等	1,718	1,530	1,330	1,030	5,608
業務収入	3,813	8,048	8,110	8,112	28,083
その他の収入	58	90	89	89	325
繰越金	14	316	0	0	330
受託収入	0	361	361	361	1,084
計	5,603	10,345	9,891	9,592	35,431
支出					
一般管理費	116	246	248	258	869
(公租公課を除いた一般管理費)	90	172	159	146	568
うち物件費(公租公課を除く)	90	172	159	146	568
うち公租公課	26	74	90	112	301
事業費	5,486	9,738	9,281	8,973	33,478
科学技術情報流通関係経費	5,088	8,982	8,614	8,306	30,989
人件費(業務系)	398	756	667	667	2,488
受託経費	0	361	361	361	1,084
計	5,603	10,345	9,891	9,592	35,431

【本表についての注釈】

- ・運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたもの。各事業年度の運営費交付金については、事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し、各事業年度の予算編成過程において、ルールを適用して再計算され、決定される。
特に特殊経費については競争的資金推進制度の推進に係る経費を試算しており、競争的資金については第2期科学技術基本計画を踏まえて当該事業年度における具体的な額を決定するが、ここでは、各年度において便宜的に平成15年度の値を用いている。
- ・支出における各項目の各事業年度の額は、実際の運営事業を拘束する額ではない。
- ・人件費のうち退職手当の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において再計算され、決定される。
- ・各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。